

## ふじのくに出会いサポートセンター会員規約

### 1 ふじのくに出会いサポートセンターの概要

ふじのくに結婚応援協議会（以下「協議会」という。）は、結婚を希望する方を支援するため、ふじのくに出会いサポートセンター（以下「センター」という。）を運営し、結婚支援システム（以下「システム」という。）を活用したサービスを提供します。

### 2 会員登録（入会）の要件

入会を希望する方のうち、次の全ての要件を満たす方をふじのくに出会いサポートセンター会員（以下「会員」という。）として、システムに登録します。

- (1) 結婚を希望する20歳以上の独身男女
- (2) 静岡県内に在住若しくは在勤の方又は今後、静岡県への移住をお考えの方
- (3) システムにアクセスできるパソコンやスマートフォンを所有し、自ら操作できるとともに、メールアドレス（本人のみ利用するもの）と電話番号を登録できる方
- (4) センターの利用に必要な機器、通信にかかる費用を負担できる方
- (5) センターの職員からの身元の確認や連絡に対応できる方
- (6) 本会員規約に同意し、過去に会員登録を抹消されたことがない方
- (7) ただし、(1)～(6)全ての要件を満たす場合であっても、法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為及びセンターの業務・運営に支障を生じさせる行為等（再入会・更新の場合には、「11 禁止事項」に該当する行為等）が認められ、協議会及びセンターが不適切だと判断した場合には、入会をお断りする場合があります。

### 3 提供するサービス

センターでは、会員に対し次のサービスを提供します。

- (1) 会員同士の出会いの機会・場の提供
- (2) 結婚活動に関する助言及び相談対応
- (3) 結婚支援に関する情報提供

ただし、センターからお相手の御紹介はいたしません。

### 4 会員登録の内容

入会を希望する方は、以下の項目をシステムに登録します。

- (1) 非開示項目（登録が必須）  
氏名、生年月日、現住所、電話番号、メールアドレス
- (2) 非開示項目（登録が任意）  
ゆずれない項目
- (3) 開示項目（登録が必須）  
性別、年齢、現住所（市町まで）、職業、ニックネーム（登録後変更不可）、プロフィール用写真（開示又は非開示の選択が可能。ただし、お見合いの申込み時には開示）
- (4) 開示項目（登録が任意）

#### ア 会員自身のこと

扶養親族の有無、血液型、身長、最終学歴、資格、年収（前年の税込年収）、休日、住居、婚歴、子の人数、転勤の有無、結婚後の同居、結婚後の居住地、喫煙の有無、飲酒の有無、趣味、自己PR

#### イ お相手についての希望

年齢、身長、職業、年収（前年の税込年収）、最終学歴、婚歴、子の有無、結婚後の同居、結婚後の居住地、喫煙の有無、飲酒の有無、自由記載欄

### 5 会員登録の方法

- (1) 本会員規約に同意の上、入会申込（仮登録）をし、システムから入会時面談予約を行います。
- (2) 入会時面談は、来所又はオンラインの選択ができます。以下の方法により、会員登録に必要な書類等を提出してください。

#### ア 来所を選択した場合

- ・書類は、面談日にセンターに持参又は面談日までにシステム上にアップロード
- ・プロフィール用写真は、持参ではなく、システム上にアップロードしてください。

#### イ オンラインを選択した場合

面談日までにシステム上にアップロード

- (3) センターの職員による面談（書類審査）及び利用登録料の入金確認の後に本登録となります。入会申込日を含めて60日以内に完了してください。期限までに完了しない場合は、入会申込がキャンセルされたものとし、入力情報及び提出された書類は、削除・破棄します。

### 6 会員登録の変更

会員登録の内容に変更が生じた場合には、以下の方法により速やかに変更手続きを行ってください。登録内容と実態が異なる場合、お見合いの際などに支障が生じることがありますので、速やかに手続きを行ってください。

- (1) 氏名、住所、年収、メールアドレス、ニックネーム又はプロフィール用写真に変更が生じた場合

写真付きの身分証明書又は直近の所得を確認できる書類による確認が必要ですので、以下のいずれかの方法により変更手続きを行ってください。

ア センターへ相談予約をし、来所して変更

イ センターへ電話、メール等により連絡をし、システムからアップロード

- (2) その他会員登録の内容に変更が生じた場合

システムから会員自身で変更を行ってください。

### 7 会員登録に必要な書類等

- (1) 写真付きの身分証明書（写し）

- ・運転免許証又はマイナンバーカードのうち、いずれか一つを提出してください。

(2) 独身証明書（写し）

- ・本籍地のある市町村長が発行したもので、発行後3か月以内のものに限ります。
- ・戸籍抄本での代用が可能です。
- ・外国籍の方は、婚姻要件具備証明書など日本の独身証明書に該当する書類と、その日本語訳（訳者の署名があるもの）を提出してください。

(3) 直近の所得を確認できる書類等（写し）

- ・源泉徴収票、確定申告書の控え又は所得証明書のうち、いずれか一つを提出してください。
- ・副業等により、複数の所得を合算する場合は、それぞれの所得を確認できる書類を全て提出してください。
- ・個人事業主の方は、確定申告書の控えなど年収と所得を確認できる書類を提出してください。
- ・所得証明書については、お住まいの市町村の自治体により、名称が異なる場合があります。年収と所得を確認できる証明書を提出してください。
- ・対象年及び発行元が確認できるように提出してください。
- ・給与明細や年間の収入を試算した書類での代用はできません。

(4) プロフィール用写真（最大2枚）

- ・無帽で本人のみが写り、3か月以内に縦型で撮影されたものをデータで提出（3MB以下）
- ・1枚目の写真は必須であり、顔がはっきりとわかる（マスク着用なし）上半身が写っているもの
- ・2枚目の写真は任意とします。いずれの写真も第一印象に影響しますので、異性に対し、御自身の魅力が十分に伝わる写真を選んでください。
- ・プロフィール用写真としてふさわしくない場合（顔が正面ではない、本人が小さすぎる、本人の位置が中央でない、背景に他者が写っている、暗すぎる、個人情報が含まれている等）及びセンターの職員が不適切と判断した写真（編集・合成・加工された写真等）の場合は、差替えを求めることがあります。
- ・プロフィール用写真は、開示又は非開示の選択ができます。ただし、非開示の場合でも、お見合い申込の際は、申し込んだ相手へ開示されます。

## 8 会員登録の期間及び利用登録料

- (1) 会員登録の期間は、1年間又は2年間の選択ができます。
- (2) 1年間の会員登録を希望する方は、利用登録料10,000円、2年間の会員登録を希望する方は利用登録料16,000円です。登録に係る費用のため、途中退会や登録後一度も閲覧・お見合い等の利用がない場合でも返金はしません。
- (3) 入会時面談の実施後に、センターの職員から振込先を案内しますので、振込先を案内した日を含めて30日以内に指定する銀行口座に振り込んでください。入会時面談を来所にて行う場合は、直接お支払いいただくことも可能です。
- (4) 会員登録の有効期限は、センターの職員が利用登録料の納入を確認した日から起算するものとし、システム上の会員証に表示します。

## 9 システムの利用手順

### (1) お相手検索

- ア お相手検索を行えるのは会員本人のみです。
- イ お相手検索は、自宅で行うことができ、会員自身のスマートフォン等からシステムにログインし、お相手検索を行います。
- ウ お相手検索では開示項目のみが閲覧でき、会員以外には会員登録の内容を開示しません。なお、男性会員が閲覧できるのは女性会員の開示項目のみ、女性会員が閲覧できるのは男性会員の開示項目のみとします。
- エ 会員は、お相手検索により表示された会員のうち、お見合いを希望するお相手に対し、会員自身のスマートフォン等から1日1回1人まで申し込むことができます。ただし、お見合いが成立したお相手が3人（お友達期間のお相手を含む）となった場合は、お相手検索と新たなお見合いの申込みはできません。
- オ お見合いを申し込まれた会員には、申込みをした会員の開示項目とプロフィール用写真が開示されますので、申し込まれた日を含めて7日以内にお見合い希望の有無を回答してください。期限までに場合は、お見合い不成立とします。

### (2) お見合い

- ア 申し込んだ相手からお見合い希望ありの返事があれば、お見合い成立となります。お見合い成立日を含めて30日以内にお見合いを行ってください。期限までに回答がない場合は、「回答期限切れ」となり、お見合い不成立となります。
- イ 女性は、男性に対して、お見合いの場所・日時等をシステムにより提案（最大5候補日）します。なお、女性が1週間以内に初回提案をしない場合、お見合いはキャンセルとなります。
- ウ お見合いは、センター又はセンター以外（オンラインを含む）での実施を選択でき、時間は最大1時間（センターで実施する場合は最大45分間）とします。
- エ お見合いをセンターで実施する場合は、センターの職員が同席します。会員同士で調整した日時にお越しください。
- オ お見合いをセンター以外（オンラインを含む）で実施する場合は、会員同士で調整した日時・場所にてお見合いを実施してください。オンラインで実施する場合には、お見合い予定日の3日前までにセンターの職員から実施方法等をお知らせします。
- カ お見合い当日は、トラブル防止のためお互いの氏名や住所、電話番号、メールアドレス等を相手に教えないでください。
- キ お見合い日が決定した日からお見合い日の午後11時まで、お相手との連絡手段としてシステムのチャットを利用することができます。
- ク お見合い場所での飲食等の費用については、実費負担となります。
- ケ お見合い後、お見合い日を含めて7日以内にお友達期間への移行希望の有無をシステムから必ず回答してください。期限までに回答がない場合は、お友達期間への移行希望がないものとします。
- コ やむを得ない事情により、お見合い当日に遅刻又は中止する場合には、必ず御自身で

お相手にシステムのチャットから連絡をしてください。

サ お見合い当日、お相手から連絡がなく、予定時刻から10分以上経過してもお見合い実施場所（オンラインを含む）に現れない場合、センターに電話又はメールにて御連絡ください。センターの職員からお相手の状況を確認します。

### (3) お友達期間

ア お見合い後、双方が合意の場合、「お友達期間」が成立します。

イ お友達期間は、お友達期間成立日を含めて60日以内です。それ以上のお友達期間の延長はできません。お友達期間の期限は、「お友達・交際リスト」から確認できます。

ウ お友達期間のお相手が3人（お見合いが成立したお相手を含む）になるまでは、お相手検索と新たなお見合いの申込みができます。

エ お友達期間中は、システムのチャットで連絡を取り合ってください。トラブル防止のため、個人情報（氏名、住所、電話番号、LINE等）の交換はしないでください。

オ お友達期間を解除したい場合はシステムから手続を行ってください。片方の申し出により解除となります。

### (4) 交際成立から成婚まで

ア お友達期間を経て、双方の合意があれば「交際」となります。交際となった場合、他のお相手とのお友達期間やお見合い（申込みしているもの及び申込まれているもの）は解除となります。

イ 交際となった場合、双方にお相手の氏名と電話番号をお伝えします。双方で連絡を取り合い、交際をスタートさせてください。

ウ 交際中、御自身の会員登録の内容は、他の会員に表示されません。また、お相手検索やお見合いはできません。

エ 交際開始後、センターの職員が概ね2か月ごとに交際の状況等をお尋ねいたしますので御回答ください。

オ 成婚の場合は、システムから成婚報告フォームにて必ず御報告ください。

カ 交際を中止したい場合は、相手にはっきりとお断りし、双方合意の上でシステムから交際中止を必ず御報告ください。

### (5) 結婚相談

ア センターへの相談を希望する場合は、相談予約をした上で、予約した日時にセンターへお越しください。また、オンラインでの相談も可能です。

イ 結婚活動に関する相談だけでなく、結婚後を見据えた生活設計（ライフプラン）に関する相談も可能です。

ウ 相談の際には、センターの職員が会員証又は本人であることを確認できる証明書の提示を求めます。

### (6) イベントへの参加

ア イベント情報は、ホームページ又はメールマガジンにより、収集してください。

イ イベントへの参加は、イベントの詳細を確認の上、イベントごとの申込方法に従って申込みをしてください。参加料やキャンセル料については、各イベントの主催者の定めるとおり、お支払ください。

ウ 楽しく有意義な出会いイベントとするために、次のことに御留意ください。

- (ア) イベントへの参加は、社会人としての自覚と節度を持った行動をお願いします。また、お互いに人格と立場を尊重し、誠意を持って接することを心がけてください。
- (イ) 万が一、他の参加者との間でトラブルが発生した場合は、原則当事者間で解決してください。協議会、センターの職員及びイベント主催者は一切の責任を負いません。
- (ウ) 協議会、センターの職員及びイベント主催者は、イベント終了後、参加者の情報に関するお問合せには一切お答えできません。

## 10 休会・退会・更新手続

- (1) 休会される場合はシステムにより手続を行ってください。休会中は、お相手検索はできなくなり、御自身の会員登録の内容は、他の会員に表示されません。また、休会されても利用登録料の返還や登録期間の延長はありません。休会を解除される場合は、システムにより手続を行ってください。
- (2) 御結婚が決まった場合やその他の理由により退会される場合には、システムにより手続を行ってください。なお、会員登録の期間満了前に退会される場合でも、利用登録料の返金はありません。また、再登録の際には、再度利用登録料のお支払いが必要となります。
- (3) 会員登録の有効期限の30日及び60日前に更新についてお知らせしますので、引き続き登録を希望される場合は、有効期限までに更新の手続を行ってください。

## 11 禁止事項

会員は、次に掲げる行為のほか、法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為、他の会員に迷惑のかかる行為及びセンターの業務・運営に支障を生じさせる行為を行ってはなりません。

- (1) 虚偽その他不正な手段で会員登録をすること。
- (2) 結婚活動以外を目的として会員登録すること。
- (3) 会員登録の内容に虚偽の記載をすること。また、会員登録の内容に変更があったにもかかわらず、変更手続をしないままお相手検索やお見合い（申込みを含む）をすること。
- (4) 会員であることにより知り得た個人情報を撮影（動画、静止画及び紙媒体、電子データを問わない）、複製、転記、譲渡、公開（SNS、動画投稿サイトへの掲示、紙媒体の掲示・配布等）又は口外すること。
- (5) システムを悪用すること又は悪用しようとする事。
- (6) センターの職員からの連絡、指導及び指示に一切応じないこと。
- (7) センターの業務に関し、センターの会員や職員等に、著しく不快、粗野又は乱暴な言動をとること。また、センターの会員や職員等に、誹謗中傷、ストーカー行為又はこれらに類する行為を行うこと。
- (8) センターの職員に対し、不当な要求を行うこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有すること。

## 12 個人情報の保護等

- (1) 会員登録の内容は、協議会の責任の下に厳重に管理することとし、会員本人の承諾を得ずに他の目的のために利用しません。
- (2) 会員登録の内容のうち、開示項目については、お相手検索で他の会員が閲覧する目的のために開示します。
- (3) その他個人情報の保護に関する事項は、協議会の「プライバシーポリシー」に定めるとおりとします。

## 13 会員登録の抹消等

- (1) 禁止事項に抵触する行為があった場合やセンターの業務・運営に同意をいただけない場合、センターの職員は当該会員の登録を抹消し、センターで実施する全ての事業活動への参加をお断りすることがあります。なお、悪質な場合は法律に基づき厳正に対処いたします。
- (2) センターの職員からの連絡に一切応じない場合、お見合いを無断欠席した場合及びこれらに類する場合、センターの職員は会員の同意を得ることなく活動停止とすることがあります。

## 14 その他注意事項

- (1) センターでは、誠意を持ってサービスを提供しますが、御希望の条件の方とのお見合い及び成婚の実現を確約するものではありません。
- (2) センターで提供するサービスで出会ったお相手の方とのお見合いの後、お友達期間や交際に移行するかどうか、また、どのように交際するかについては、会員自身の責任と判断で行ってください。
- (3) 万が一、お相手の方等との間でトラブルが発生した場合、原則当事者間で解決してください。センターの職員の対応及びシステムに起因するトラブルを除き、協議会及びセンターの職員は一切の責任を負いません。
- (4) 本会員規約に違反する事案があった場合には、センターまで御連絡ください。
- (5) 会員が本会員規約に違反し、協議会に損害を与えた場合、協議会は、その会員に対し、センターが被った全ての損害について賠償を請求できるものとします。
- (6) 本会員規約は、協議会が必要と判断した際に、会員に予告なく変更できるものとします。変更内容については、センターのホームページ又は協議会が適当と判断する方法で会員に周知します。

### 附 則

この規約は、令和4年1月10日から施行する。

### 附 則

この改正は、令和4年6月13日から施行する。

### 附 則

この改正は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年12月1日から施行する。